

大阪市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月21日

大阪市長 横山 英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年3月7日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
三津寺町線	中央区宗右衛門町5番先	柵（金属製）（10点）
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	台（金属製）
三津寺町線	中央区宗右衛門町6番先	プランター（6点）
三津寺町線	中央区心斎橋筋2丁目3番先	柵（金属製）（3点）
三津寺町線	中央区心斎橋筋2丁目3番先	プランター（2点）
三津寺町線	中央区心斎橋筋2丁目3番先	台（金属製）
三津寺町線	中央区東心斎橋2丁目6番先	柵（金属製）（3点）
三津寺町線	中央区東心斎橋2丁目7番先	台（金属製）（2点）

（建設局総務部管理課）